

# 石川県公報

平成29年9月8日  
第13036号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (厚生政策課)	1	○救急病院の認定 (地域医療推進室)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	1	○県道の区域の変更 (道路整備課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業者の所在地の変更の届出 (同)	1	○県道の供用の開始 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業者の所在地の変更の届出 (同)	2	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	3

## 告 示

### 石川県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成29年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成29年7月31日

### 石川県告示第436号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成29年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成29年7月31日

### 石川県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
輪島市	新 輪島市二ツ屋町2字29番地	市立輪島病院	輪島市山岸町は1番1地	平成26年5月1日
	旧 輪島市山岸町は1番1地			

#### 石川県告示第438号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
輪島市	新 輪島市二ツ屋町2字29番地	市立輪島病院	輪島市山岸町は1番1地	平成26年5月1日
	旧 輪島市山岸町は1番1地			

#### 石川県告示第439号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成29年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
町立富来病院	羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1	平成29年9月1日	平成32年8月31日

#### 石川県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成29年9月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成29年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
庵 鶉 浦 大 田 新 線	七尾市鶉浦町上388番1地先から 七尾市鶉浦町五式45番1地先まで	旧	3.60～11.70	987.4	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	8.35～28.80	1074.3	
〃	下記区間を道路区域から除外する。				〃
	七尾市鶉浦町上385番1地先から 七尾市鶉浦町五式45番1地先まで		3.60～10.90	940.0	

## 石川県告示第441号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成29年9月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成29年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
庵鶴浦大田新線	七尾市鶴浦町上388番1地先から 七尾市鶴浦町五式45番1地先まで	平成29年9月10日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

---

**公 告**

---

## 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成29年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日  
平成29年8月22日
- 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 もんぜんスポーツクラブ
- 代表者の氏名  
廣岡 榮一
- 主たる事務所の所在地  
輪島市門前町清水7の1番地
- 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、スポーツ、文化活動に関する事業を行い、健康で明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

